

高知県バドミントン協会

規約関係

- I 高知県バドミントン協会会則
- II 高知県バドミントン協会内規
- III 高知県バドミントン協会専門部規程
- IV 高知県バドミントン協会旅費規定
- V 高知県バドミントン協会各種料金一覧表
- VI 高知県バドミントン協会大会運営について
- VII 高知県一般リーグ規定（競技方法）
- VIII 高知県バドミントン協会表彰規定

高知県バドミントン協会

事務局 高知市一宮徳谷23-1 高知東高等学校内 白川正人氣付
TEL 088-845-5751 FAX 088-846-1394
<http://kochi-badminton.com/>

平成27年3月21日現在

I 高知県バドミントン協会会則

第一章 総 則

(名称)

第 一 条 この会は高知県バドミントン協会（以下「この会」という）という。

(事務局)

第 二 条 この会の事務局は高知市内またはその周辺部におく。

第二章 目的および事業

(目的)

第 三 条 この会は高知県におけるバドミントン競技を統轄し、競技の健全な普及・発展をはかることを目的とする。

(事業)

第 四 条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1、競技会・講習会・研修会等の開催
- 2、バドミントン競技の振興に関すること。
- 3、その他、この会の目的達成に必要なこと。

(加盟)

第 五 条 この会は高知県体育協会および日本バドミントン協会に加盟する。

第三章 組織

(組織)

第 六 条 この会は前三条の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(会員)

第 七 条 この会の組織は会員をもって組織する。会員規程は別に定める。

(役員)

第 八 条 この会に次の役員を置く。

| | | | |
|----------|---------|--------|----------|
| 会長 一名 | 副会長 若干名 | 理事長 一名 | 副理事長 若干名 |
| 常務理事 若干名 | 理事 | 監事 二名 | |

(役員選出)

第 九 条 理事の構成は別に定める。

- 2、会長・副会長は理事会で推挙する。
- 3、常務理事は理事会で選出し、理事長・副理事長は常務理事会の互選とする。
常務理事の構成は別に定める。
- 4、監事は理事会で選出する。

(任務)

第 十 条 会長はこの会を統轄代表し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

- 2、理事はこの会の会務を審議し、常務理事会に付託する。
- 3、理事長は会務を統轄する。
- 4、副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

- 5、常務理事は会務を円滑に執行する。
- 6、監事は、この会の業務および会計を監査する。

(任期)

第十一条 理事を除く役員の任期は二ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、理事の任期は一ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3、理事を除く役員に任期中途で事故による欠員を生じた場合、臨時理事会または定例理事会に於いて選任補充する。後任役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4、常務理事および監事に選任された者は二ヶ年の任期期間中理事の資格を失ってはならないことを原則とする。

(名誉会長・顧問・名誉会員および参与)

第十二条 この会に名誉会長・顧問・名誉会員および参与を理事会の議を経て置くことができる。

- 2、名誉会長・顧問・名誉会員および参与は会長の諮問に応ずる。

(役員等の委嘱)

第十三条 この会の役員および前条に規定する者は会長がこれを委嘱する。

第四章 会議

(会議)

第十四条 この会の会議は、総会および常務理事会とする。総会は理事会をもってあてる。

- 2、総会は毎年一回、会長が召集する。
ただし、会長が必要と認めたとき、または、理事の三分の二以上の要求があるときは、臨時理事会を開催する。
- 3、総会は次の事項を審議する。
 - (1) 決算および予算案
 - (2) 事業報告および事業計画
 - (3) 役員選出
 - (4) その他必要事項
- 4、会務を円滑に執行するため、必要に応じて理事長が常務理事会を召集する。
- 5、常務理事会は次の事項を審議し、執行する。
 - (1) 総会より付託された事項
 - (2) この会の常務

第十五条 この会の会議は、構成員の二分の一以上の出席により成立し、その会の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長が決定する。

ただし、委任状は会議の成立条件とし、議決権は与えない。

第五章 会計

(会計)

第十六条 この会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 登録料
- (3) 寄付金および補助金
- (4) 事業収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第十七条 この会の会計年度は三月一日に始まり二月末日に終わる。

第六章 その他

第十八条 この会に次の専門部を置く。

総務・会計・競技・強化普及・審判

2、専門部の規程は別に定める。

(会則の変更)

第十九条 この会の会則の変更は、総会において三分の二以上の同意を必要とする。

付則

- 1、内規 内規は常務理事会で定める。
- 2、施行期日 この会則は昭和五十四年二月十七日より施行する。
- 3、昭和五十八年一月三十日一部改定し、同年四月一日より施行する。
- 4、平成十七年一月二十三日一部改定し、同年四月一日より施行する。
- 5、平成十八年一月二十二日一部改定し、同年四月一日より施行する。

Ⅱ 高知県バドミントン協会内規

(目的)

第 1 条 会則付則 1 に基づき、この会の組織運営に関する細部を規定する。

(事務局)

第 2 条 会則第二条の事務局は、高知市一宮徳谷 2 3-1 高知東高等学校内に置く。

(会員)

第 3 条 会則第 7 条の会員は次のとおりとする。

- (1) 県内に事務所を有し、同一事業所に勤務する者 5 名以上をもって組織されたもの。
- (2) バドミントン愛好者 5 人以上をもって組織されたもの。
- (3) 高知県高体連、中体連および高知県定時制・通信制体育連盟加盟校ならびに高専、短大及び大学をいう。その構成員は当該生徒、学生に限る。

(役員)

第 4 条 会則 9 条の理事及び常務理事は次のとおりとする。

(1) 理事の構成員は次のとおりとする。

- ① 前条の会員の代表者
- ② 高知県高体連バドミントン専門部委員長
- ③ 高知県中体連バドミントン専門部競技委員長
- ④ 高知県バドミントン協会常務理事
- ⑤ 会長の委嘱した者（全理事の 10 分の 1 までとする。）

(2) 常務理事の構成は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 高知県高体連バドミントン専門部 | 3 名（内、委員長を含む） |
| ② 高知県中体連バドミントン専門部 | 3 名（内、競技委員長を含む） |
| ③ 実業団代表者 | 1 名 |
| ④ クラブ代表者 | 6 名 |
| ⑤ 教職員連盟代表 | 1 名 |
| ⑥ 各地区連盟代表 | 1 名 |
| ⑦ 小学生連盟代表 | 1 名 |
| ⑧ レディース連盟代表 | 1 名 |
| ⑨ 理事会で互選された者 | 若干名 |

(登録料・大会参加料)

第 5 条 会員及び選手は別表に定める登録料及び参加料を納入しなければならない。

選手登録は常時受け付ける。

(競技会の出場資格)

第 6 条 競技会の出場資格は次の通りとする。

- (1) 参加競技者は選手登録を完了した者
- (2) 参加競技者は当該大会参加料を納入した者
- (3) 参加競技者は県内在住者及びこの大会で特に認められた者

(内規の変更)

第 7 条 この内規は常務理事会の議決を経て変更することができる。

(施行期日)

第 8 条 この内規は昭和54年2月17日より施行する。

(2) 昭和56年6月28日一部改定する。

(3) 昭和56年9月5日一部改定する。

(4) 昭和58年1月16日一部改定する。

(5) 平成元年1月27日一部改定する。

(6) 平成3年1月27日一部改定する。

(7) 平成11年4月1日一部改定する。

(8) 平成13年4月1日一部改定する。

(9) 平成15年4月1日一部改定する。

(10) 平成17年4月1日一部改定する。

(11) 平成27年4月1日一部改定する。

Ⅲ 高知県バドミントン協会専門部規程

第 1 条 高知県バドミントン協会会則第 18 条により、この会に専門部として総務・会計・競技・強化普及・審判の 5 部門をおく。

第 2 条 各部門は部長 1 名・委員若干名をもって組織する。
部長・委員は常務理事会で選出し、会長が委嘱する。

第 3 条 部長は各部門を代表し、その任務の遂行について責任を負う。委員はその部の常務を処理する。

第 4 条 各部門はそれぞれ部会を開いてその事務を処理する。部会は部長がこれを召集する。

第 5 条 各部門は次の各項に関する事務を処理する。

総務部

- 1、諸会合の準備、その議事録の調査整理に関すること。
- 2、行事の執行に関すること。
- 3、文書の発送受理に関すること。
- 4、報道発表及び宣伝に関すること。
- 5、その他の常務及び他の部に属しない一切の業務。

会計部

- 1、会計経理に関すること。

競技部

- 1、大会実施計画及び運営に関すること。
- 2、大会の記録の保存に関すること。
- 3、登録競技者の資格に関すること。

強化普及部

- 1、選手の強化に関すること。
- 2、バドミントン競技の技術研究及び指導に関すること。
- 3、コーチ団の編成に関すること。
- 4、講習会・巡回指導に関すること。
- 5、メディカル技術に関すること。

審判部

- 1、競技会の審判に関すること。
- 2、審判員の指導・講習会に関すること。
- 3、公認審判員の資格審査に関すること。
- 4、審判技術等の研究に関すること。

第 6 条 この規程は総会にはかり変更することができる。

付則

この規程は昭和 54 年 2 月 17 日より施行する。

平成 17 年 1 月 23 日一部改定・同年 4 月 1 日より施行する。

IV 高知県バドミントン協会旅費規定

1、各競技会・強化・普及の練習会、各種講習会及び役員会等における役員、コーチ、講師の旅費・手当について

(1) 手当について

- ① 県内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,000円 (ただし、会議のみは500円)
- ② 四国内で宿泊を要する場合・・・・・・・・ 1日 1,500円
(ただし、日帰りでも、宿泊の必要有と認められる場合は宿泊に準ずる。)
県外宿泊費は6,500円とし上限を10,000円とする。
- ③ 四国外・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1日 5,000円

(2) 開催地区(市町村内)以外から出向した者に対し、役員又は部長の請求により最も普通の旅費を支給する。

- ① 片道10km～20km 往復で1,000円
- ② 20km～50km 往復で2,000円
- ③ 50km以上 往復で3,000円
- ④ 県外等長距離 往復距離÷10×ガソリン代(1リットル当たり)

2、県市町村からの依頼による出向、及び本協会の上部組織会合への出席に対しては、その旅費・日当が当該組織団体より支給される場合は出張者が直接受領してよく、本協会からの旅費は支給しない。
ただし、当該組織団体からの支給額が最も普通の交通費・宿泊費に満たない場合は、会計部への請求により、その差額を本協会より支給する。

3、本協会下部団体(協会会員)からの依頼で普及または、講習会にコーチ・講師として本協会から出向した場合、旅費・日当・謝礼等を当該団体から受領しない。

4、協会が指名し強制参加してもらう大会(主に県代表)及び強化練習等に参加してケガをした時、入院又は入院に準ずる場合は、見舞金5,000円を出す。

昭和56年3月21日 実施

昭和58年7月3日 一部改正・同7月4日より実施

昭和62年7月12日 一部改正

昭和62年9月6日 一部改正

平成9年3月9日 一部改正・同3月9日より実施

V 高知県バドミントン協会各種料金一覧表

会計部

高知県バドミントン協会会則16条、及び内規5条、6条に基付き定める。

| | 会員登録料 | 選手登録料 | 大会参加料 (団体戦) | 大会参加料 (個人戦) |
|----|--------|--------------|----------------------------------|--|
| 一般 | 5,000円 | 一名 1,600円 | 団体戦 3,000円 リーグ戦 10,000円 | 一人一種目 1,000円 (県総合・オープン は大会要項参照) |
| 高校 | 5,000円 | 一名 800円 | 2,000円 | 一人一種目 600円 (県総合・オープン は大会要項参照) |
| 中学 | 5,000円 | 一名 500円 | 1,000円 | 一人一種目 500円 (県総合・オープン は大会要項参照) |
| 小学 | 3,000円 | 一名 500円 | 1,000円 | 一人一種目 500円 (高知オープンは 大会要項参照) |

(付記)

翌年1月1日以降3月末日迄の期間に開催される大会における選手登録料は一般500円、小・中・高校生300円とし、日本バドミントン協会への登録はしない。

また、内規6条(1)により、選手登録をしなければ競技会の出場資格がない。

平成12年4月1日一部改定する。

平成16年4月1日一部改定する。

平成21年4月1日一部改定する。

平成22年4月1日一部改定する。

平成24年4月1日一部改定する。

平成27年4月1日一部改定する。

参加料納入について

登録料・参加料は、必ず、申込締め切りまでに振り込むと共に、申込み用紙への振り込み日の記入をお願いします。

VI 高知県バドミントン協会大会運営について

競技部

1、申し込みについて

- (1) 申し込みの期日は、厳守してください。
- (2) 同一会員からは、まとめて申し込みをしてください。
- (3) 会員名は、本協会への登録名称で正確に記入してください。
(名称が7文字以上の場合は、6文字以内の略称を記入してください。)
- (4) その他、要項、申込用紙に書かれてあることに注意してください。

2、着衣、服装について

- (1) 本協会の主催する大会（小学生大会は除く）については、白色又は（財）日本バドミントン協会審査合格品とする。但し、一般リーグは、これに準ずるものとする。
- (2) 中学生、高校生の全大会及び一般リーグについては、着衣の背面に会員名（チーム名）を縦15cm、横30cmの範囲内に明示する。

3、一部・二部・三部（四部）の資格について（一般の部）

(1) 一部資格者

- ① 前年度総合選手権の初戦勝者。（棄権勝ちを除く）
- ② 本年度四国総合選手権大会の一般の部及び混合の部の出場者。（県予選の無い種目は、本大会で初戦を勝った者とする。）
- ③ 国体県予選会（成年の部）及び高知オープン選手権大会（一般及び混合の部）の上位入賞者。
※上位入賞者は、参加数により以下の通りとする。

参加数： 3 ～ 5 の場合はベスト1
6 ～ 11 の場合はベスト2
12 ～ 23 の場合はベスト4
24 ～ 47 の場合はベスト8
48 ～ の場合はベスト16

- ④ 夏季選手権大会及び秋季選手権大会における二部の上位入賞者。
※上位入賞者は、参加数により以下の通りとする。

参加数： 3 ～ 7 の場合はベスト1
8 ～ 15 の場合はベスト2
16 ～ 31 の場合はベスト4
32 ～ の場合はベスト8

(2) 二部資格者

- ① 前年度の一部資格者の中で、本年度に一部資格者となっていない者。
- ② 前年度の二部資格者の中で、本年度に三部へ出場していない者。
- ③ 本年度の夏季・秋季選手権大会における三部の上位入賞者。
※参加者数 3～7名はベスト1、8～15名はベスト2 16名～31はベスト4、
32以上の場合はベスト8 参加者少数の場合は別途

④ 新たに一般となった者(中学・高校の新卒者等)で前年度総合選手権出場資格者で1部資格とならなかった者。(参加していなかった者及び出場者の初戦敗者)

(3) 三部(四部)資格者

①新規登録者

②一部・二部資格者以外の者。

③前回大会(夏季、秋季選手権大会)において二部に出場した者で、出場した全種目を初戦で敗退し、本人が三部(四部)を希望した場合。

④夏季又は秋季選手権大会の四部において、単又は複のいずれかの種目で優勝又は準優勝した者は、その年度内は三部資格者とする。

⑤前年度未登録者

(4) その他

①棄権(不戦勝)がある場合は別途とする。

4、組合せの基準について(一般の部)

(1) シードは、参加数により次の基準を目安とする。

| | | | |
|-------|---|-----------|-------------|
| 参加数 : | ~ | 1 1 | の場合は第2シードまで |
| | | 1 2 ~ 2 3 | の場合は第4シードまで |
| | | 2 4 ~ | の場合は第8シードまで |

(2) シードは、前回大会を参考にする。ただし、国体県選考会及び総合選手権大会については、当該大会以前1年間の成績を参考にする。

(3) 複におけるパートナーが、同一大会の単に参加する場合は、原則として等分に分ける。

(4) 同一会員の選手が、原則として一回戦より対戦しないこととする。

Ⅶ 高知県一般リーグ規定（競技方法）

- (1) 試合は2複1単で行い、順番は「複・単・複」とする。また、同一選手が複と単を兼ねることは出来ない。
- (2) 男子は1部から6チームずつ、女子は1部から6チームずつを基本とし、下部2クラス(部)については参加数によって調整する。
- (3) 新規参加チームについての組み合わせは、競技部一任とする。
- (4) 入れ替え戦は行わず、各部1位と最下位との入れ替えとする。ただし、上位に不参加チームがある場合はその数だけ昇格する。
- (5) 協会に団体登録しており、今回、参加しない場合は1クラス降格とする。
- (6) 同一ランクを維持するためには、前大会で登録した選手を3名以上残すこと。2名以内の場合は、1クラス降格し、下位クラスより繰り上げを行う。
- (7) チームの選手登録数は5名以上9名以内とし、監督を1名選任すること。
(監督は選手を兼ねてもよい)
- (8) 選手の変更・追加は、所定の様式にて開会式までに提出すること。
- (9) 競技開始時において、オーダー用紙に記載した選手がいないチームは、棄権負けとする。
- (10) 会員登録をしていないチームがある場合は、リーグ戦クラス分けにより、不足したチーム数だけ下位クラスより順次繰り上げる。
- (11) チームへの選手の新規登録及び同一団体内のチーム間の選手の移動は自由とする。但し、大会申込み後のチーム間の選手の移動は認めない。
- (12) 3大会連続で不参加のチームは、クラス分けより削除する。
- (13) ランク繰り上げの場合、前回不参加で降格したチームの繰り上げは行わない。
- (14) 出場している団体で、次回以降出場が困難な場合は、年度初めの申し出により削除することが出来る。この場合、下位クラスから順次繰り上げとする。

1988. 10 作成
1989. 6 一部修正
1989. 10 一部修正
1992. 4 一部修正
2000. 4 一部修正
2004. 1 一部修正
2005. 1 一部修正
2006. 1 一部修正
2008. 1 一部修正
2015. 3 一部修正

Ⅷ 高知県バドミントン協会表彰規定

(趣 旨)

1. 高知県バドミントン協会規約第三条(目的)の趣旨に則り、本県バドミントン界の普及、振興 に功績のあった個人、団体を表彰することができる。

(表彰の対象)

2. 高知県バドミントン協会(本会)の役員、及び登録された個人、団体を対象とする。なお、前 項にかかわらず本会の発展に功績のあったものは特別に表彰することができる。

(表彰の種類)

3. (1) 功 労 賞

本会の普及、発展のため役員として永年にわたる功績が顕著な者。

- (2) 優 秀 賞

本県に関わるバドミントン競技において、極めて優秀な成績を収めた個人、及びチーム並びに団体。

- (3) 感謝状授与

本県バドミントン界の発展に寄与された者。

(候補者の推薦)

4. 本会の専門部、及び理事より別紙様式による推薦書を作成し、本会事務局に提出する。

(候補者の選考)

5. (1) 表彰は常務理事会の承認を経て執行し、理事会に報告するものとする。

(2) 緊急に表彰する事由が生じた場合は、会長の専決により執行することができる。この場合は事後において常務理事会の承認を得るものとする。

(表彰の方法)

6. 表彰は賞状、感謝状を授与する。併せて副賞も授与することができる。

(表彰の期日)

7. 表彰の期日は特定しない。

付 則

この規定は平成19年2月22日から適用する

高知県バドミントン協会表彰候補者推薦書 (個人用)

表彰種類 功 勞 賞、 優 秀 賞 感 謝 状

| | | | |
|--------------|-----|------------|-----|
| 推薦書作成 責任者 | 氏 名 | 連 絡 先 (所属) | 電 話 |
| | | | |

| 候補者 | 氏 名 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 現 住 所 (電話) | スポーツ関係役職 |
|-----|-----|----|------|----|------------|--------------|
| | | | | | | 〒 TEL |

| 役員、指導、活動の経歴・大会等の成績 | |
|--------------------|-----|
| 年月日 (自. 至) | 内 容 |
| | |
| 特記すべき功績・推薦のことば | |
| | |

高知県バドミントン協会表彰候補者推薦書 (団体用)

表彰種類 功 勞 賞、 優 秀 賞、 感 謝 状

| | | | |
|--------------|-----|------------|-----|
| 推薦書作成 責任者 | 氏 名 | 連 絡 先 (所属) | 電 話 |
| | | | |

| | | | |
|-----|-------|---------|--------------|
| 候補者 | 団 体 名 | 代 表 者 名 | 連 絡 先 |
| | | | 〒 TEL |

| | |
|-----------------|-----|
| 指導、活動の経歴・大会等の成績 | |
| 年月日 (自. 至) | 内 容 |
| | |
| 特記すべき功績・推薦のことば | |
| | |